

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和７年４月１７日 福島地方法務局二本松出張所 登記官 大津英司

記

意見又は資料の提出先

〒９６４－０９０６ 二本松市若宮二丁目１６５番地８

福島地方法務局二本松出張所

電話：０２４３－２２－２６１７

	所在	地番	地目	地積
1	二本松市松岡	81番	宅地	240・39
2	二本松市松岡	82番	宅地	459・52
3	二本松市松岡	83番	宅地	407・94
4	二本松市松岡	84番	宅地	455・32
5	二本松市松岡	85番	宅地	232・10
6	二本松市松岡	87番1	宅地	483・49
7	二本松市松岡	88番1	宅地	843・59